

平成21年度 行政監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)
- 2 監査のテーマ 普通財産(土地:宅地)の管理状況について
- 3 監査対象 商工農水部商業観光課、けいりん事業課、農水振興課
- 4 監査実施期間 平成22年1月28日
- 5 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【商業観光課】

(1)中町山車倉庫敷地について、財産関係書類が全て紛失していた。速やかに、四日市市公有財産事務取扱規程に基づき、公有財産台帳や関係図面を整備し、適正な管理に努めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成22年6月30日 相手方との契約について確認致しました。
--	---

【農水振興課】

<p>共通(1)貸付契約について</p> <p>普通財産の貸付に係る事務については、貸付契約の締結がなされていないものや、貸付期間が経過しているにも拘らず契約の更新がなされていないものなど、全庁的に財産管理に対するチェック機能が十分に働いていない状況が見受けられた。また、四日市市公有財産規則では、特定の場合を除き、普通財産の貸付にあたっては、借受人に相当の担保を提供させるか、又は確実な保証人を立てさせることとしているが、担保の提供や保証人を立てていない契約が見受けられた。契約更新時においては、関係法令を含め、再度契約内容の検証を行うなど、慣例的な処理とならないよう細心の注意を払うよう強く要望する。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成21年12月25日</p> <p>川島土地改良区に貸し付けている旧川島地区市民センター敷地の貸付期間が経過していましたが、契約内容を確認し、速やかに契約更新手続きを行いました。担保又は保証人については、土地改良区は県知事の認可を受けて設立され、県知事の監督のもと管理運営を行っている公共的団体であるため、「四日市市公有財産規則」第16条第2項に基づき、担保又は保証人は免除としています。</p>
(1)旧川島地区市民センター敷地について、貸付期間が経過しているにも拘らず、契約の更新がなされていなかった。貸付条件や内容等を確認し、速やかに契約事務を行うこと。【是正改善事項】	<p>【措置済】 平成21年12月25日</p> <p>契約内容を確認し、更新手続きを行いました。</p>

平成21年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)
 2 監査のテーマ 普通財産(土地:宅地)の管理状況について
 3 監査対象 商工農水部商業観光課、けいりん事業課、農水振興課
 4 監査実施期間 平成22年1月28日
 5 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【けいりん事業課】

<p>共通(4)日常の維持管理について イ 現場の見廻りは不法占用や不法投棄などを早期に発見できるだけでなく、牽制効果も期待できるので、計画的、効率的に見廻り、現場の状況把握と維持管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年9月30日 日常の維持管理については、貸し付け契約のなかで、借受人が実施することとなっているが、当課としても定期的に巡回を実施し、不法投棄等の未然防止に努めていく。</p>
<p>(5)普通財産の活用計画について 普通財産のなかには、特に利活用の計画がない、あるいは計画実行までに相当の期間がかかることから、未利用の状態になっているものや公共的団体へ無償貸付して長期間経過しているものが見受けられる。過去の経緯や取得目的等にこだわることなく、関係各課と調整の上、売却も視野に入れながら、他の有効活用等について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年9月30日 公共的団体へ無償貸付を行っているが、今後とも、有効活用に努めていく。</p>

【農水振興課】

<p>共通(2)無償貸付について 未利用地や赤道などを自治会活動の駐車場等に利用するため、無償で貸し付けているものがあるが、安易な無償貸付は他の自治会との公平性を欠くことになるので、慎重に検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年9月30日 現在、川島土地改良区に対し、旧川島地区市民センター敷地を無償貸付していますが、土地改良区は県知事の認可を受けて設立され、県知事の監督のもと管理運営を行っている公共的団体であるため、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1項に基づき、無償貸付としています。</p>
<p>共通(4)日常の維持管理について イ 現場の見廻りは不法占用や不法投棄などを早期に発見できるだけでなく、牽制効果も期待できるので、計画的、効率的に見廻り、現場の状況把握と維持管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年9月30日 通常業務の中で現場確認し、管理状況の把握が可能であるため、今後も継続して現状把握・維持管理に努めていきます。</p>

<p>共通(5)普通財産の活用計画について</p> <p>普通財産のなかには、特に利活用の計画がない、あるいは計画実行までに相当の期間がかかることから、未利用の状態になっているものや公共的団体へ無償貸付して長期間経過しているものが見受けられる。過去の経緯や取得目的等にこだわることなく、関係各課と調整の上、売却も視野に入れながら、他の有効活用等について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年9月30日</p> <p>利用状況の現状把握に努め、有効的な活用状況の維持に努めます。</p>
---	---